

議案第 7 1 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表職業相談員の項の次に次のように加える。

消費生活相談員	日額	1 1 , 5 0 0 円	
---------	----	---------------	--

附 則

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。